

# 京都府立丹波支援学校スクールバス 運行業務委託仕様書

## 1 本業務の目的

児童生徒の通学等の便宜を図るため、府所有のスクールバスを安全に運行すること。

## 2 委託期間

令和6年8月1日～令和9年7月31日

## 3 運行内容

(1) 次の事項については、別紙のとおり

ア 使用車両 10台（中型バス6台・マイクロバス4台）【別紙①】

イ 運行予定経路 【別紙②】

ウ 運行予定時間 【別紙③】

なお、使用車両台数、運行経路及び時間については、児童生徒の異動等により年度途中及び委託期間中に増減又は変更することがある。

(2) 運行予定日数【別紙④】

令和6年度 129日（8月～3月）

令和7年度 198日

令和8年度 194日

令和9年度 69日（4月～7月）

原則として土・日曜日、祝日及び夏季・冬季・春季休業日を除いた日とするが、学校行事等で休業日に運行を委託する場合は、別途協議する。

なお、運行予定日数は変更することがあるが、原則としてこの変更に伴う変更契約は締結しないものとする。

(3) 本校が行う地元小・中・義務教育・高等学校との交流学习で児童生徒等を輸送するためスクールバス（中型バス）を運行する。交流学习については、下記ア及びイに該当するもの又はウとする。

ア 京丹波町、南丹市、亀岡市いずれかの地域の小・中・義務教育・高等学校への運行を目的とし、児童生徒と交流するもの

イ 本校生徒がバスに乗車するもの（相手校児童生徒のみの送迎を除く。）

ウ 本校と分校の児童生徒が交流するもの

なお、年間12回までとするが、計12台分の運行を終えた時点でそれ以降は有償運行とする。

また、土・日曜日、祝日及び夏季・冬季・春季休業日の運行はしない。

(4) 児童生徒の校外学習やその他必要な場合にスクールバスの有償運行につ

いては、別途協議する。

#### 4 業務内容

- (1) 児童生徒の安全を確保するため、善良なる管理者の注意義務をもってスクールバスを運行させること。  
なお、運行する車両には児童生徒の介助を行うための職員1～2名を委託者が配置するので、運行の際には連携、協力すること。
- (2) 児童生徒には、親切、丁寧、温かい心をもって接すること。
- (3) 受託者は運行管理における責任者として運行責任者を配置すること。運行責任者は旅客自動車運送事業の運行管理資格者証を有するものとし、運転者の指揮監督を行うこと。
- (4) 運行責任者は、バス内の状況及び運行状況等を把握し、委託者の求めに応じて報告すること。
- (5) 運行車両の法定点検、日常点検等十分な車両の点検整備を実施し、点検整備記録簿を備えること。
- (6) 運行中に発生した事故等については、直ちに委託者に連絡するとともに、事故に係る一切の処理を行うこと。
- (7) 運行に使用した車両が事故及び故障その他の理由により運行を中断したときは、連絡後1時間以内に代替車両による運行を再開する等、適切な措置を講じ、児童生徒の輸送業務を継続させること。
- (8) 運行に当たっては、委託者と事前に綿密な打ち合わせを行うとともに、運行期間中、常時緊密な連携を保持すること。
- (9) 受託者は、運行前に運転者の健康管理状況を確認すること。また、運転前後の運転者の酒気帯びの有無を確認し、1年間記録に残すこと。なお、学校が用意するアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認の補助を行うこと。

#### 5 運転者の要件

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 大型自動車免許又は大型自動車第二種免許を有する者
- (2) 旅客自動車運送事業に係る事業用自動車(ただし、バスに限る。)又は特別支援学校のスクールバスの運転経験を1年以上有する者
- (3) 運転履歴に見合った事業主が主催する安全運転教育を受けている者
- (4) 良好な健康状態を健康診断等で証明できる者
- (5) 65歳以上である場合は、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断(適齢診断)などの結果が良好である者
- (6) 原則として、委託期間を通じて運転することが可能な者

- (7) 児童生徒の障害に対する理解を深めるため、委託者が実施する研修等に  
参加できる者

## 6 委託契約に含まれる経費等

- (1) スクールバスの車両運行、日常の保守点検等に係る一切の経費
- ア 車両清掃用品及びその他消耗品(バス内で児童生徒が使用する消耗品を除く。)
  - イ 燃料及び油脂類(エンジンオイル等)
  - ウ 運行に伴い発生する軽微な不調、故障等に要する経費。ただし、車両の老朽化による修理経費については、委託者と受託者で別途協議するものとする。
  - エ タイヤ、チューブ、チェーンの保守点検、修理
  - オ 事故、故障等による代替車両に係る経費
- ※マイクロバスについては、ア、イ及びオについて負担すること。
- (2) 車両の法定点検に係る経費
- ア 道路運送車両法に定める点検・整備及びそれらの記録に係る経費
  - イ 点検の結果発生した整備経費。ただし、車両の老朽化による修理経費については委託者と受託者で別途協議するものとする。(マイクロバス除く)
- (3) 事故に係る経費
- ア 対人、対物、旅客及び車両等に対する任意保険料
  - イ 運行中に生じた事故(自損事故を含む。)に伴う車両の原状回復に要する経費
  - ウ 事故の処理、交渉等及び補償に係る一切の経費
  - エ 事故防止対策に係る経費
- (4) 3の(3)交流学习のための運行に係る経費(交流学习には中型バスを使用することとし、運行経費については、委託者と別途協議するものとする。)

## 7 委託者が負担する経費

- (1) 自動車損害賠償責任保険
- (2) 自動車重量税
- (3) 車検に係る経費
- (4) 有料道路通行料
- (5) 通信機器に係る一切の経費
- (6) 車体の改造、塗り替えに係る経費
- (7) 通行禁止道路の通行許可申請事務
- (8) アルコール検知器に係る一切の経費

## 8 臨時休校日の経費

前日の午後5時までに受託者に運行の取り止めを連絡した場合は、運行をしなかった該当バスの委託料は支払わない。午後5時以降に連絡した場合、受託者は運行しなかった該当バスの1日の委託料の半額を請求することができる。

また、臨時休業ではないが特定のコースのみ運行を休止する場合や、長期で休業となるような場合については、別途協議するものとする。

## 9 その他

- (1) スクールバスの保管場所は、学校とする。
- (2) 受託者は、本業務を通じて知り得た児童生徒のプライバシーに関する情報及び委託者に関する情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 運行経路及び時間については、児童生徒の異動等により委託期間中に変更することがあるが、原則としてこの変更に伴う変更契約は締結しないものとする。

ただし、その変更に伴い当初契約書に記載された全10コースの1日当たり総走行距離の3分の1以上の延伸又は短縮が生じた場合は、双方協議を行い変更契約を締結するものとする。また、契約期間2年目以降に同様の状況が生じた際に比較する距離は、当初契約書に記載された総走行距離とする。

なお、コース数の増減の場合は、この限りではない。

- (4) 試運行に係る経費は受託者負担とする。